

諮問（情）第 80 号

答 申

第 1 審査会の結論

札幌市厚別区保健福祉部長が令和 2 年 12 月 2 日付けで発出した措置開始通知書に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）のうち、措置の種類（○印）の 1 から 7 までは公開すべきであるが、その他の部分は非公開とすることが妥当である。

なお、上記の結論に当たり、原決定で非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）のうち、あて先並びに対象者の氏名、生年月日及び住所については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年条例第 48 号）第 4 条の規定による改正前の札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）（以下「条例」という。）第 7 条第 1 号本文を非公開の根拠としたことは妥当であるが、措置の種類（○印）、措置の内容、措置の開始年月日及び実施事業者（施設）については、条例第 7 条第 3 号のみを非公開の根拠とすべきである。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 14 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

2 原決定

諮問庁は、次のとおり、令和 4 年 4 月 20 日付け公文書一部公開決定通知書により原決定を行った。

(1) 対象公文書

措置開始通知書（令和 2 年 12 月 2 日付け札厚保福第 25677 号）

(2) 本件非公開部分

ア あて先

イ 対象者の氏名、生年月日及び住所

（以下ア及びイを総称して「対象者の氏名等に係る部分」という。）

ウ 措置の種類（○印）、措置の内容、措置の開始年月日及び実施事業者（施設）

（以下「措置の種類等に係る部分」という。）

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和 4 年 4 月 26 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

原決定で公開しない部分について、全部公開するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

- (1) 本件請求は、札幌市厚別区保健福祉部長が 2020 年 12 月 2 日付けで特定の対象者に対してした措置の措置開始通知書（札厚保福第 25677 号）であるが、その対象者は審査請求人の夫である。
- (2) 妻が夫に対してなされた行政処分の内容を知る権利は、認められるべきであり、それが夫の権利を不当に侵害するものではない限り、妻は夫に対してなされた行政処分の内容を知る権利を有している。
- (3) 本件非公開部分の一部は、個人に関する情報のためとなっているが、夫の個人情報に妻に対してまで保護しなければならない内容のもの（公開できない内容）ではない。
- (4) 審査請求人と本件対象公文書にある対象者は、夫婦であり、互いに協力し扶助しなければならない。妻が夫の状況を確認し、必要な援助をするためには、情報の開示が必要である。また、夫婦互いに幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためにも、十分な情報を取得することが不可欠である。

第 4 諮問庁の説明要旨

1 原決定について

- (1) 本件非公開部分のうち、対象者の氏名等に係る部分及び措置の種類等に係る部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に定める非公開情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (2) 本件非公開部分のうち、措置の種類等に係る部分は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定による措置の内容等に関する情報であり、当該措置の妨害を企図する者がいる場合には、その行為を容易とするものであることから、公にすることに

より、措置対象者への必要な介護等の提供という円滑な措置の運用が困難になり、対象者の生命及び身体のプロ護に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 3 号に定める非公開情報に該当する。

- (3) 以上のことから、対象者の氏名等に係る部分及び措置の種類等に係る部分が条例第 7 条第 1 号本文に、措置の種類等に係る部分が条例第 7 条第 3 号に該当するとして非公開とした原決定は、適法かつ正当に行われたものといえる。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象公文書の対象者が審査請求人の夫であり、夫の権利を不当に侵害するものでない限り、妻である審査請求人に本件非公開部分が公開されるべきであると主張する。しかし、公文書公開制度における公開・非公開の判断においては、公開請求者が誰であるかを考慮するものではなく、条例第 7 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報及び同条第 3 号に規定する公共の安全等に関する情報から公開請求者の関係人に関する情報を除外するような規定はない。従って、仮に非公開情報が審査請求人の夫に関する情報であったとしても、当該情報は、これらに規定する非公開情報から除外されるものではない。

第 5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、札幌市厚別区保健福祉部長が令和 2 年 12 月 2 日付けで発出した措置開始通知書であり、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置の開始を決定したことについて通知した文書である。

2 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置について

(1) 老人福祉法の規定について

老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号は、市町村に対して、「65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託する」措置を採るべきことを定めたものである。

(2) 「やむを得ない事由」の解釈について

老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入所措置等の取扱いについては、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）で定められており、当該通知において、同号の規定による「やむを得ない事由」として、①「65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合」、②「65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合」、③「65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合」が想定されるとの解釈が示されている。

3 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は条例第 7 条の非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当しないと主張しているのに対し、諮問庁は非公開情報に該当すると主張していることから、その非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例の規定について

ア 条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）について

条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（後略）」のいずれかに該当する場合には、本号本文で規定する非公開情報に当たらないとしている。

イ 条例第 7 条第 3 号（公共の安全等に関する情報）について

条例第 7 条第 3 号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」は公開しないことを定めたものである。

(2) 非公開情報該当性について

ア 対象者の氏名等に係る部分について

本件非公開部分のうち、対象者の氏名等に係る部分は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に定める非公開情報に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開とすることが妥当である。

イ 措置の種類等に係る部分について

本件非公開部分のうち、措置の種類等に係る部分について、諮問庁は条例第 7 条第 1 号本文及び同条第 3 号に該当すると主張しているが、当該部分により特定の個人を識別することができるとは言い難く、同条第 1 号本文に該当するとは認められない。そこで、措置の種類等に係る部分の同条第 3 号該当性について、以下で検討する。

(ア) 措置の実施事業者（施設）について

上記 2 (2) のとおり、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホームへの入所措置を行う「やむを得ない事由」には、その一つとして、「65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合」が想定されている。従って、同号の規定による「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入所措置に係る措置開始通知書（以下「措置開始通知書」という。）を対象とした公文書公開請求の場合、措置の実施事業者（施設）を公開することはその情報が流通することによって、虐待者が被虐待者を受け入れた施設を覚知できる可能性を生み出し、虐待者が当該施設を訪問するなどして同号の規定による「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入所措置を妨害することが可能となり、当該措置の対象者の生命・身体の保護に支障を及ぼすおそれがある。高齢者虐待の事案においては、虐待者が「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに入所した被虐待者に対して様々な方法で接触を図ることが考えられ、被虐待者が虐待者と会った場合には、被虐待者が精神的苦痛等のダメージを受けたり、虐待者が被虐待者を自宅に連れ戻して虐待が再開する可能性があるなど、当該措置の対象者の生命・身体の保護に支障を及ぼすおそれがあることから、措置先が特定される情報等、当該措置の対象者に係る情報については慎重に取り扱う必要がある。

以上の点を踏まえると、本件は措置開始通知書を対象とした公文書公開請求であることから、措置の実施事業者（施設）を公開することは虐待者が当該措置を妨害することを可能とし、当該措置の対象者の生命・身体の保護に支障を

及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 3 号に該当すると認められるため、非公開とすることが妥当である。

(イ) 措置の種類（○印）について

措置の種類（○印）の欄には、1 から 9 までの番号とともに、訪問介護、通所介護等の措置の種類が記載されている。このうち、1 から 7 までは老人福祉法第 10 条の 4 の規定による居宅における介護等の措置に対応し、8 及び 9 は同法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入所措置に対応している。

本件対象公文書である措置開始通知書を確認したところ、その本文には「老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置を下記のとおり開始することを決定しましたので通知します。」と記載されている。このことから、採られている措置の種類は同号に対応する 8 又は 9 のいずれかであり、1 から 7 までには該当しないことが明らかであることから、1 から 7 までに係る部分は公開すべきである。

一方、8 の「地域密着型介護老人福祉施設」と 9 の「介護老人福祉施設」については、介護保険法第 8 条において、特別養護老人ホームのうち、入所定員が 29 人以下の施設が地域密着型介護老人福祉施設に、30 人以上の施設が介護老人福祉施設にそれぞれ該当することが定められており、令和 5 年 4 月時点で、札幌市内に 8 は 11 施設、9 は 83 施設が存在している。

上記(ア)で述べたとおり、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「やむを得ない事由」の一つとして高齢者虐待の事案である場合が想定されている以上、措置開始通知書を対象とした公文書公開請求の場合には、8 又は 9 のいずれに該当するかを公開することにより、その情報が流通して、被虐待者を受け入れた施設の候補が絞られ、虐待者が措置先の施設を探索しやすくなることにより、虐待者が当該施設を訪問するなどして同号の規定による「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入所措置を妨害することが可能となり、措置の対象者の生命・身体の保護に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 3 号に該当すると認められるため、非公開とすることが妥当である。

(ウ) 措置の内容

措置の内容の欄には、本件対象公文書である措置開始通知書に記載された措置が老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置であることから、「地域密着型介護老人福祉施設への入所措置」又は「介護老人福祉施設への入所措置」のいずれかが記載されることが明らかであるが、上記(イ)と同様の理由により、

採られた措置がどちらであることを公開した場合には、措置の対象者の生命・身体
の保護に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 3 号に該当すると認めら
れるため、非公開とすることが妥当である。

(エ) 措置の開始年月日

措置の開始年月日を公開した場合には、措置の開始時に当該施設に入所して
いた者等であれば、同日に当該施設に入所を開始した者がいたことを知ること
ができ、当該入所者等を経由して措置の実施事業者（施設）の情報が公になる
可能性がないとはいえないことや、虐待者が保有する情報と措置開始年月日を
照合することにより、被虐待者を受け入れた施設の候補が絞られ、虐待者が措
置先の施設を探索しやすくなることにより、虐待者が当該施設を訪問するなど
して同号の規定による「やむを得ない事由」による特別養護老人ホームへの入
所措置を妨害することが可能となることから、上記(ア)と同様の理由により、措
置の対象者の生命・身体
の保護に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 7 条第 3
号に該当すると認められるため、非公開とすることが妥当である。

(オ) まとめ

措置の種類等に係る部分については、条例第 7 条第 1 号本文に該当するとし
たことは認められないが、上記(ア)から(エ)までのとおり、措置の種類（○印）
の 1 から 7 までを除き、条例第 7 条第 3 号に該当すると認められるため、非公
開とすることが妥当である。

ウ その他

審査請求人は、本件対象公文書の対象者が審査請求人の夫であり、夫の権利を
不当に侵害するものでない限り、妻である審査請求人に本件非公開部分が公開さ
れるべきであると主張している。この点について、本市の公文書公開請求制度は、
条例第 5 条により何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、審査請
求人が妻であるかどうかによって、当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼ
すものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 7 月 29 日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和 4 年 8 月 4 日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和 5 年 5 月 8 日 (第201回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
令和 5 年 8 月 8 日 (第202回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
令和 5 年 11 月 6 日 (第203回審査会)	審議
令和 6 年 1 月 29 日 (第204回審査会)	審議
令和 6 年 7 月 4 日 (第206回審査会)	審議
令和 6 年 7 月 31 日 (第207回審査会)	審議
令和 6 年 9 月 6 日	答申